

大会運営委員会規程

(1997年10月19日 制定)
(2006年11月11日 改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第16条第3項に基づき、全国大会を運営するための手続き等を定める。

(事業)

第2条 本委員会は、次の事業を行う。
(1) 全国大会の企画運営に関する事項
(2) 全国大会の予算・決算に関する事項
(3) 全国大会の広報活動に関する事項
(4) 全国大会開催に関する資料の収集・保管
(5) 前各号のほか、前出の趣旨を達成するために必要な事業

(委員長)

第3条 本委員会の委員長は、会則第14条第2項および第5項により、常任理事とする。ただし、任期は、当該全国大会開催年度の1年とする。

(委員会の構成)

第4条 委員の定員は、5名以内とする。ただし、委員長は委員の定数に含めない。
2. 副委員長、委員は、委員長の推薦により、常任理事会が承認する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長を代行する。
4. 副委員長、委員の任期は、当該全国大会開催年度の1年とする。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

(経費および決算)

第6条 大会の運営費は、大会参加費、学会本部からの大会開催費、外部機関からの寄付等によって充当する。
2. 委員長は、全国大会の決算報告を常任理事会で行う。

(事業記録の引継ぎ)

第7条 本委員会は、前出の第2条に掲げる事業の記録などを次期大会運営委員会に引継ぐものとする。

(運営)

第8条 前出の第2条の事業運営のための細則は、別に定める。

附則

本規程は、1998年9月1日から実施する。
本規程は、2006年11月11日から実施する。